

内子町工事執行規程 改正概要

1 改正内容

工事請負代金一部前払額決定申請手続きを廃止する。

- ・様式第3号を削除する(工事請負代金一部前払額決定申請書)

2 改正理由

町では、前金払及び中間前金前金払の請求書受領に先立ち、受注者からの前払額決定申請に対して、発注者が請求可能額を決定する手続きを内子町工事執行規程において定めている。

しかし、この手続きは、法令上義務付けられたものではなく、四国他県等では実施していないこと等を踏まえ、受注者・発注者双方の事務の簡素化・迅速化を図るため、工事請負代金一部前払額決定申請手続きを廃止する。(令和4年度入札・契約制度改善)。

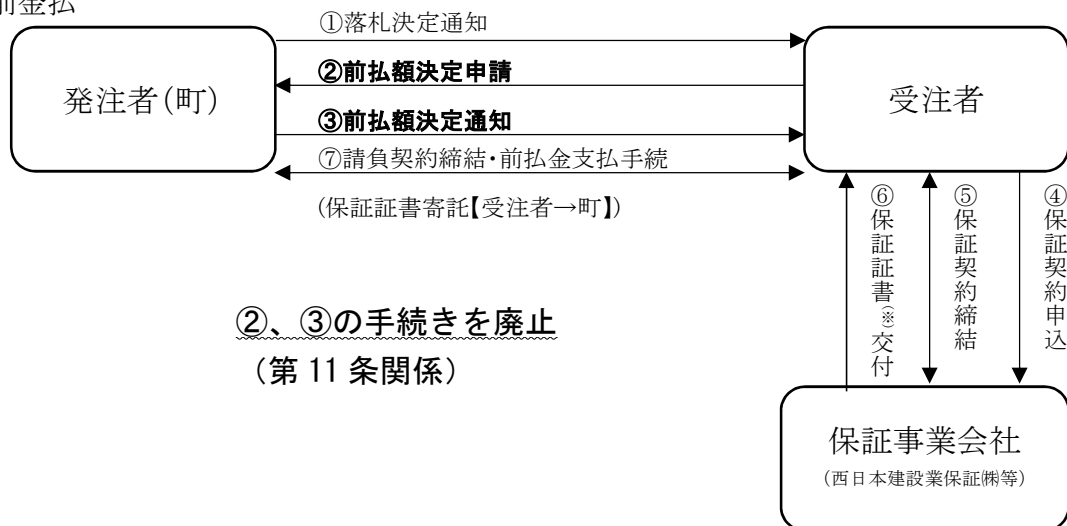
3 その他

施行日:令和4年4月1日。

なお、業務委託についても、当該手続きを廃止する。

【前金払・中間前払金支払の流れ】

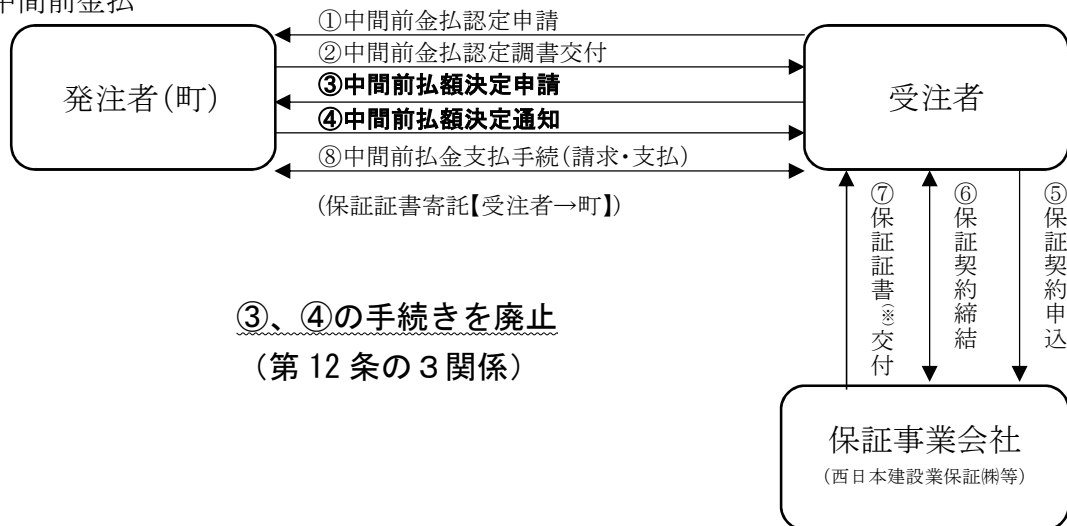
○前金払



②、③の手続きを廃止
(第11条関係)

(※) 契約保証は前払保証の特約

○中間前金払



③、④の手続きを廃止
(第12条の3関係)

(※) 契約保証は前払保証の特約